

2024.7.1 改訂

## セーフティネット保証7号の認定を受けられる方 (金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整)

### 【セーフティネット保証7号】

金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により、借入れが減少している中小企業者を支援するための措置です。

### 【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次のいずれにも該当する方。

- (1) 経営の相当程度の合理化を実施している指定金融機関と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が、金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- (2) 申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- (3) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

### 【必要書類】

- ① 認定書 1部(テクノプラザかつしか 経営支援係窓口にあります)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 残高証明書 (借入のある全ての金融機関との取引が確認できる資料)  
\* 直近の残高証明書と前年同期の残高証明書が必要です。

### 【認定の面接予約】

認定を受けるには、経営相談室の面接が必要となります(事前予約制)。

場所: 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階

### 【予約・お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係 電話03(3838)5556

平日の午前8時30分～午後時まで

様式第7

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛飾区長 へ

(申請者)

住所

名称

代表者氏名

(指定金融機関名)

私は、が、経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(注:指定金融機関名)経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関名を記入する。

記

1. 金融機関からの総借入金残高のうち、からの借入金残高の占める割合 %((A/B) x 100)

A 年月日のからの借入金残高 円

B 年月日の金融機関からの総借入金残高 円

2. からの借入金残高の減少率 %((D-C)/D x 100)

C 年月日のからの借入金残高 円

D 年月日(注1)のからの借入金残高

(注1) C の前年同期を記入のこと。 円

3. 金融機関からの総借入金残高の減少率 %((F-E)/F x 100)

E 年月日の金融機関からの総借入金残高 円

F 年月日(注2)の金融機関からの総借入金残高 円

(注2) E の前年同期を記入のこと

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定第号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで)